

第一次世界大戦の後に開かれたパリ講和会議の席上、ある参加国から「国際連盟規約に『人種差別撤廃』に関する規定を盛り込むべきだ」との提案が行われました。

国際連盟綱領の締約国は、外国人に対しいかなる点についても均等公正な待遇を与え、人種あるいは国籍にかかわらずどのような差別もしてはならない  
(竹村現代語訳)

これが提案の内容です。国際的な「人種差別撤廃」に関する、はじめての提案でした。残念ながらこの提案は主要国の賛同を得られず、採択されることはありませんでしたが、さて、この提案を行ったのはどの国だったかご存じでしょうか。

日本です。

当時まだ貧しかった日本は、アメリカに多くの移民労働者を送り出しました。アメリカ側も農園などの労働者が不足していたため、安い賃金で働く日本人の労働力が必要だったのでした。

しかし海を渡った日本人を待っていたのは、温かい歓迎ばかりではありませんでした。

「日本人に仕事を奪われる」

「日本人が増えると犯罪が増え、治安が悪化する」

そんな事実無根の誹謗中傷があふれ、日本人に対する差別が横行します。日本人排斥の動きもきました。

この写真は少し後の時代のものですが“JAP”とは日本人に対する蔑称です。「日本人は出て行け、ここはお前たちのいるところじゃない！」という意味のことが書かれています。

たまりかねた日本政府は、各国に「人種差別撤廃」を訴えたのです。



「歴史の皮肉」、と言うべきかもしれません。提案を行った当時の全権大使、のぶあき牧野伸顕が今日の日本の状況を見たら、何と言うでしょう。

この日本人の海外移民については、あるサイドストーリーがあります。

一般に海外移民第1号と言われるのは、1868年（明治元年）にハワイに渡った「元年者」と呼ばれる人たちです。しかしその翌年、アメリカ本土にはじめて渡った別の移民グループがあったことは、あまり知られていません。

それは戊辰戦争に敗れ、アメリカ本土に新天地を求めた会津の人たちでした。グループの中に「おけい」という10代の少女もいたことから、「おけいたちのグループ」と呼ばれることもあります。

「おけい」たちがアメリカで辿った運命について、2019年に「遙かなる『若松コロニー』」という研究書が刊行されます。

この本を読んでいたとき、私は驚くべき記述に出会います。

それは一行の中にいた増水國之助という大工が、「神奈川県藤沢市の出身だった」という記述です。

「おけい」たちは結局、現地で試みた茶や生糸の生産もうまくいかず、夢破れて散り散りになるのですが、國之助だけは現地のアメリカ人女性と結婚し、その子孫は今もアメリカで暮らしています。

國之助が藤沢のどこで生まれ、どのような経緯で会津の一行に加わったのかはわかっていません。ただ研究書の記述が事実なら、今から150年前にアメリカ本土に渡った日本人移民第1号の中に、藤沢出身者がいたということになります。

國之助もまた、日本人に対する差別や排斥運動の中で何を経験し、そして故郷の藤沢を思ったのでしょうか。

私たちは日本人もまた、このような「外国人差別」の対象だったこと、そして今でも日本人差別は残っていることを、忘れてはならないと思います。

それでは、件名「誰ひとり取り残さない藤沢のまちづくりについて」、要旨1「多文化共生の現状について」、質問させていただきます。

## 要旨1 多文化共生の現状について

先日、私はある障害者家族会の全国集会に参加しました。その冒頭の挨拶で、主催者はこう述べました。

「『日本人ファースト』の次に、『健常者ファースト』がやってきても不思議ではない。外国人が排斥されれば、次は障害者が排斥されるだろう。」

「考えすぎだ」と思われるでしょうか。

9月議会で私は、県内で起きた障害者のグループホーム建設反対運動を紹介しました。ホームに反対する人たちの幟旗には、こう書かれています。「地域住民を守れ」「子どもたちを守れ」と。

つまり障害者のグループホームができれば犯罪が多発し、治安が悪化する、と言うのです。念のために申し上げますが、このグループホームができてから数年経ちますが、犯罪が起き、治安が悪化したなどという事実は一切ありません。

4年前、このグループホーム反対運動を題材としたドキュメンタリー映画が作られました。監督の飯田基晴さんは、映画にこのような題名をつけました。

「不安の正体」と。

なぜ、「障害者が犯罪を犯すのではないか」「治安が悪化するのではないか」といった「不安」が生まれるのでしょうか。それを探ることが映画の主題でした。

映画は、グループホームに反対する人たちの多くが、実際には身近に障害者に接したことなく、ありのままの障害者を知らない人たちだったことを描き出します。だから障害者に対して漠然とした「不安」を抱き、一部の声高な反対の声にその「不安」を增幅させていった……、それが飯田監督のたどり着いた「不安の正体」でした。

いま私たちは、この構図とそっくりなことを藤沢で経験しています。

外国人を不安に思う人たちも、「身近に外国人に接したことはないが、ネットや街頭宣伝で知って不安になった」という人が大半だと言われます。

その人たちの「不安」を、理解できないわけではありません。その思いは受け止めつつ、正確な「事実」にもとづいた相互理解のための取り組みを進めていくこと。それが私たちの、すべきことだと思います。

ただ同時に、事実無根の言説で「不安」を意図的に煽る者に対しては、法的対処も含む毅然たる態度で臨まなければなりません。

さて法務省の発表では昨年、日本に在住する「外国籍」の住民は377万人と過去最高を記録しました。

一方忘れてならないのは、日本人もまた約130万人が海外に在住している、という事実です。それらの国では、日本人もまた「外国人」です。人々が海を越



えて暮らすようになるのは、双方向のことです。

では、藤沢の現状はどうでしょうか。

1 - 1 藤沢に住む外国籍の市民の数と、その国籍別の内訳を教えてください。

(宮原企画政策部長) 令和7年11月1日現在、本市に住民登録のある外国人住民は、9,178人で、前年同月の8,374人に対し、804人増となっております。

国籍別の内訳としましては、中国1,653人、ベトナム1,276人、スリランカ856人、韓国・朝鮮844人、ブラジル555人、インドネシア544人、フィリピン512人、ペルー439人、ミャンマー381人、アメリカ264人、タイ237人、その他1,617人でございます。

かつてのようなブラジルやペルーの方は減り、中国やベトナム、スリランカの方が増えていますね。

ただ、そもそも「外国人」の定義とは何でしょうか。

「外国人」と言うと、とかく国籍だけが注目されがちです。しかし、それだけでは現実は見えてきません。

1 - 2 昨年度、藤沢市に婚姻届を出したカップルのうち、日本国籍と外国籍のふたりによる、いわゆる「国際結婚」は何件あったのでしょうか。また、それは全体の婚姻届けの何%にあたるでしょうか。あわせて、令和2年度から5年度までの状況についてもお聞かせください。

(福田市民自治部長) 令和6年度、本市において受理した婚姻届の件数は、1,867件ございます。そのうち、日本国籍と外国籍の方の国際結婚は85件で、割合は約4.6%でございます。

また、令和2年度から令和5年度までの状況につきましては、令和2年度の婚姻届は1,831件で、うち国際結婚は73件で割合は約4%。令和3年度の婚姻届は2,001件で、うち国際結婚は88件で約4.4%。令和4年度の婚姻届は1,809件で、うち国際結婚は92件で約5.1%。令和5年度の婚姻届は1,795件で、うち国際結婚は82件で約4.6%という状況でございます。

いまや藤沢でも、5%前後が日本人と外国人との結婚です。東京の23区では、「国際結婚」は10組に1組に及ぶそうです。

「国際化」が進めば、異なる国籍や民族の男女の出会いも増えます。やがて子

どもが生まれれば、その子は複数のルーツを持つ「ダブル」や「ミックスルーツ」の子ども、ということになります。この子たちの多くは、日本国籍と外国籍の両方を持つ「重国籍」だということも忘れるわけにはいきません。

そのような、国籍にかかわらず「両親や祖父母などの誰かが外国にルーツを持つ」子どもについての調査はまだ十分ではありません。

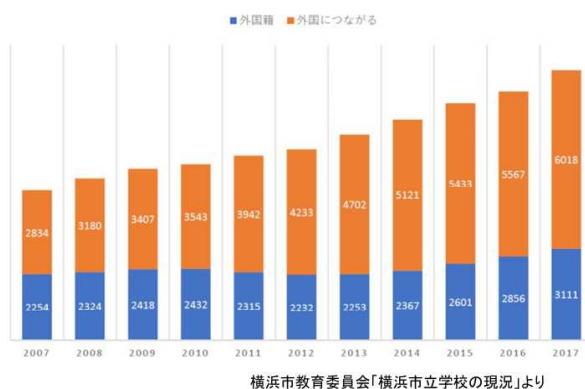
ただ横浜市の調査では、「ミックスルーツ」の児童生徒は「外国籍」の倍以上いることがわかっています。青が外国籍、オレンジがミックスルーツの子どもです。

いまや、スポーツやエンターテイメントの世界でも、ミックスルーツの人たちが活躍する姿を見ない日はありません。

ですから「国籍」だけではなく、何らかの形で外国にルーツを持つ、いわゆる「外国につながる人たち」のことも考えなければ、「国際化」の本当の姿は見えてきません。

そう考えると、藤沢に住む「外国につながる」市民は、2万人近くにのぼると推計することができます。約4%、25人に1人、これが藤沢の現実です。

つまり「国際化」とは「外国人が増える」だけでなく、それ以上に



日本人と外国人の境目がグラデーションになり、それがますます広がっていくこと

なのだと、私は思っています。

なおこれは「国籍」だけではなく、「文化」においても同様です。外国人の宗教と思われがちなイスラム教ですが、たなだひろふみ早稲田大学の店田廣文名誉教授の試算では、日本には約5万人の日本人のイスラム信徒がいるそうです。

さて、この外国ルーツの人たちはなぜ日本にやってきたのでしょうか。

私は藤沢の中学校で、おおぜいの「外国籍」や「外国につながる」生徒たちを担任しながら、その変遷を膚で感じてきました。

かつて、いちばん多かったのは在日韓国・朝鮮人の生徒たちでした。彼ら・彼女らは日本の植民地統治の結果、日本に住むようになった人たちの子孫です。この生徒たちを考えるとき、避けて通れなかったのは根深い「差別」の問題でした。

やがて、日本と中国の国交回復に伴って、「中国残留孤児」やその子どもがやってきます。この生徒たちは日本と中国のはざまで、「自分はいったい何人なのだろう」というアイデンティティの相克に悩んでいました。

さらにインドシナ戦争の終結後、ベトナムからの「難民」がやってきました。私が担任したのは国外脱出の過程で肉親を失い、天涯孤独となったベトナム人の少年でした。彼は常に凄惨な「戦争」の影を宿していました。

藤沢にもベトナム難民のコミュニティができ、長後の善然寺には日本人有志の手で「インドシナ難民の墓」も作られたことをご存じでしょうか。

藤沢の市民の皆さんはこの件に限らず、藤沢で亡くなった外国人たちに敬意を払

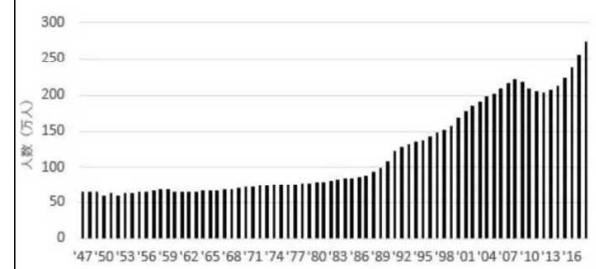


い、追悼してきた歴史と文化を持っています。藤沢の「多文化共生」は、このような草の根の市民によって培われてきました。

外国につながる生徒たちと日々接して私が思ったことは、「日本人だろうが外国人だろうが、人としての違いはない」ということです。

このような中で転機となったのは、1980年代末です。

少子高齢化が進む一方、日本の若者が3K仕事を忌避するようになった結果、日本は深刻な人手不足に陥ります。そこで政府



は「移民政策は取らない」との立場を表向きには取りながら、実質的には外国人の受け入れを始めます。

1 - 3 1980年代以降に日本にやって来た、いわゆる「ニューカマー」の人たちの渡航理由を教えてください。

(宮原企画政策部長) ニューカマーの渡航理由につきましては、昭和60年のプラザ合意後の急激な円高を背景に製造業をはじめとする産業界において好景気を迎えたことをきっかけに、母国での不安定な経済状況や低賃金に対し、日本で働くことで高い賃金が得られることが大きな動機とされております。

また、経済的要因以外にも、平成2年の出入国管理法改正により南米の日系人に対する在留資格の緩和を受けて来日する人や、国際化の進展に伴い、国際結婚や留学といった理由で入国する外国籍の方もいるものと考えております。

いまや日本の工事現場やコンビニ、工場や介護の現場で働く外国人の姿を見ない日はありません。少子高齢化が進むいま、外国人の人たちの力を借りることなしに日本の社会を維持することはもはや不可能なのです。

ただ、よく言われる言葉があります。それは「『労働力』を呼んだつもりが、やってきたのは『人間』だった」という言葉です。

外国からやってきた人たちやその家族にも当然、日本で生活するための言葉や医療、福祉、教育などの保障が必要です。

かつての中国残留孤児やインドシナ難民の場合は、大和に「定住促進センター」が設けられ、半年以上の時間をかけて日本語や日本の生活習慣を学んでから社会に参加していくというシステムが作られました。

しかし、1980年代以降の外国人受け入れに際しては、「移民政策はとらない」という建前の下、海外からやってくる人たちに対する支援制度は作られませんでした。

私はここに、今日に續くいちばんの矛盾があると思っています。

では、その「建前」と「現実」の溝は、誰が埋めてきたのでしょうか。それは国ではなく、自治体であり、学校であり、市民のボランティアであり、そして通訳を担うヤングケアラーでした。

いま、様々な軋轢があるのは事実です。でもそれは「外国人が問題」なのでしょうか。子どもにヤングケアラーをさせてきたことに象徴される、あまりに脆弱な日本の外国人支援策こそが「問題」なのではないのでしょうか。

「矛盾」のもうひとつの象徴は、外国人受け入れを管轄する官庁です。

1 - 4 現在、外国人を基本的に管轄している官庁と、そのための法律を教えてください。

（宮原企画政策部長）外国人の入国・在留に関する制度・運用は、出入国の管理を所管する法務省の外局である出入国在留管理庁が担っており、法律といたしましては、「出入国管理及び難民認定法」において、外国人の入国、在留、退去などに関する基本的なルールを定めています。

「出入国在留管理庁」も「出入国管理及び難民認定法」も基本的には「管理」のための官庁であり、法律です。本来、在留支援のためのものではありません。

私は、障害者については障害者基本法があるように、本来なら「外国人住民基

本法」を定め、「生活者」としての言語や医療、福祉、教育などの総合的な支援を制度化すべきだと思います。

なお、国内法が十分ではないからと言って、外国人は法の保護の外に置いて良い、ということにはなりません。

1 - 5 日本も批准している「難民条約」の「内外人平等」原則について教えてください。

(宮原企画政策部長)「難民の地位に関する条約」の「内外人平等」の原則については、難民を保護する国際法の基本理念の柱の一つとして位置づけられております。

具体的には、難民として保護を必要とする方々に対し、その出身国や国籍等に基づく差別を排除し、国内においても国民と同様に人権が保障されることが求められています。これにより、難民保護は我が国の難民認定制度において法的に確立されており、すべての人が人としての尊厳と基本的な人権を等しく享受すべきであるという原則が貫かれております。

「難民」条約とは言っても、その内容は難民だけに限定されるものではありません。

条約の批准によって日本でも社会保障関連の法律から国籍条項が削除されたり、文科省も就学について国籍や在留資格の有無で差別しないよう通達を出すなど、「内外人平等」はすべての人々にかかる原則となりました。

またこれは互恵的な規定です。この条約があるからこそ外国に住む130万人の日本人もその国の社会保障の対象となったり、子どもも現地の教育を受けることができるわけです。

先日、さいたま市教育委員会がこの原則を理解していなかったために、外国人の児童が通っていた小学校から除籍されるという、信じられない問題が起きました。

ぜひ藤沢市も、あらためて「内外人平等」原則についての周知をお願いします。

## 要旨 2 多文化共生施策について

私は「本来、国が率先して在留支援の条件整備をすべきだ」と申し上げました。ただ、それ待っているわけにはいきません。

自治体ができることを考えたいと思います。

まず、日本にやって来た人たちに対する初期のガイダンスの問題です。

もちろんこれは、外国人に一方的に日本への「同化」を求めることがあります。 「共生のための相互理解」が大前提です。

2 - 1 藤沢に外国につながる方がやってきたとき、藤沢で暮らすために必要な情報はどのように提供しているでしょうか。

(宮原企画政策部長) 市では、本市に転入された外国につながりのある方が円滑に地域での生活をスタートできるよう、多言語による「生活ガイド」を配布をはじめ、市の住民対応窓口では、多言語翻訳機ポケトークの活用や、やさしい日本語によるご案内を行っております。

さらに、1月にリニューアルした市のホームページでは、131言語対応の自動翻訳機能を導入しているほか、外国につながりのある市民向けの生活情報ページを設け、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習等について多言語での情報発信を行うなど、多文化共生の推進に向けた支援を行っております。

私は、藤沢市が多言語や「やさしい日本語」での情報提供をはじめ、丁寧な初期支援につとめてくださってきたことを、高く評価しています。

この度公開された「藤沢市ケアラー支援推進計画(案)」にも、「みんなにわかりやすい版」が作成されました。こんな自治体は他にはありません。

ヤングケアラーの出現率がもっとも高いのが「外国につながるヤングケアラー」だということを考えたとき、福祉部の皆さんができるような視点を持ってくださっていたことに、敬意を表します。

ただ、その上で申し上げるのですが、人間である以上、文字情報だけではなく、やはり対面でのサポートも重要ではないでしょうか。

私は藤沢の姉妹都市である松本市を視察したことがあります。

松本には外国人市民のための「多文化共生プラザ」があり、相談窓口には様々な国にルーツを持つ方が常駐していました。相談だけでなく日常のおしゃべりや、子どもたちの学習など、異国での生活に疲れた人たちが、つかの間心を安らげる場所にもなっていました。

2 - 2 外国人の相談員が配置されているような、外国人相談窓口の充実も必要だと思います。どのようにお考えでしょうか。

(福田市民自治部長) 本市では市内の企業に就労する主に中南米圏の方々の生活

上の相談窓口として、スペイン語・ポルトガル語による外国人相談を実施しております。またそれ以外の言語については、多言語の情報提供や、翻訳機を活用するなど、適切なご案内に努めております。

市としては、安心して地域で暮らしていくように、引き続き相談者に寄り添って対応にあたってまいります。

かつてはスペイン語・ポルトガル語話者の配置が重要でしたが、現在ではニーズはさらに多様化しています。ぜひ、今後のあり方について検討をお願いします。

つぎに、「生きるためのツール」である「言葉」への支援です。

2 - 3 藤沢で暮らす日本語を母語としない人たちが生活言語を習得するためには、どのような支援を行っているでしょうか。

(宮原企画政策部長) 日本語を母語としない方々が地域社会で生活を送るために、日本語習得は重要なものであると認識しており、日本語習得を希望される方に対しては、多言語による日本語教室MAPを配布しているほか、市のホームページでも同様の情報提供を行っております。

また、外国につながりのある市民への日本語習得支援に関する取組を進めため、「藤沢市日本語支援ネットワーク会議」を設置し、行政と日本語教室間、さらに日本語教室同士での連携強化に努めています。

加えて日本語教室への支援として、「活動場所の確保への協力」や、「日本語支援ボランティアに係る講座」の開催など、同会議とともに取り組んでおります。

「難しい言葉が理解できない」のは、何も外国人だけではありません。日本人だって、識字が十分でなかったり、難しい言葉がわからない人はおおぜいいます。

外国につながる人たちの困り事を考えることは、障害者をはじめすべての市民の困り事を考えることにつながる「ユニバーサルデザイン」の課題だと思います。

2 - 4 一方、藤沢の公立学校に在籍している児童生徒の内、日本語指導を必要とする児童生徒は何人いるのでしょうか。また、この児童生徒への支援はどのようにになさっておられるのでしょうか。

(川口教育部長) はじめに、日本語指導を必要としている本市立学校児童生徒の人数についてお答えします。

教育委員会で把握している日本語指導を必要とする児童生徒は、令和7年9月1日時点で246名でございます。

次に、日本語指導を必要とする児童生徒への支援についてでございますが、日本語の基礎的・基本的な話し方や文字の書き方などを子どもの習熟度に合わせて行うほかに、国際教室や日本語指導教室では、教科学習の支援や、教師や児童・生徒同士のコミュニケーションの醸成を図ることができるよう支援しているところでございます。

「子どもは集団生活の中で言葉を覚えるから、特に言葉を教えなくても何とかなる」という見方があります。しかし、「生活言語」が習得できているからと言って、「学習言語」が理解できているとは限りません。

また、母語や日本語の基礎が十分ではないうちにもうひとつの言語を学んだ場合、どちらの言語も不十分にしか獲得できない「ダブルリミテッド」という問題もあります。

その意味で私が重要だと思うのが、かつての「定住促進センター」のような初期集中支援方式です。

2 - 5 横浜市が開設している「ひまわり」のような、初期集中支援型の教室を開設する必要について、重ねてお考えをうかがいます。

(川口教育部長) 藤沢市は南北に長く、各地域の学校に日本語を母語としない子どもたちが暮らしていることから、横浜市のような初期集中支援型教室の開設について検討はしてございません。

しかしながら、日本語指導を必要とする児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう、環境を整えていくことは大切であるとの認識であり、令和5年度から日本語指導コーディネーターを配置し、児童生徒一人一人にあった丁寧なアセスメントを行い、必要とする日本語指導を行うことや、日本語指導教材の工夫に取り組んでいるところでございます。

また、令和6年度からは、日本語が全くわからない児童生徒への対応として、日本語指導員を1日あたり2時間、集中的に10日間派遣するカリキュラムを実施しているところでもございます。

こうした一人一人の子どもに寄り添った取組をしっかり行いながら、初期集中指導カリキュラムに学校生活に関する内容を加えるなど、支援の充実を図り、日本語指導を必要とする児童生徒の学校生活への早期適応に努めてまいります。

引き続き、ご検討をよろしくお願ひいたします。

さて、2016年のヤングケアラー実態調査り結果浮かび上がってきたのは通訳などを担う「外国につながるヤングケアラー」の存在でした。

彼ら・彼女らが担っているのは単なる「通訳」ではありません。最近では改善されてきましたが、以前は親が病院に通う際、子どもが学校を休んで付き添うのがあたりまえでした。

しかもその際に通訳するのは専門的な医学用語だったり、時にはガンなど重大な疾病の宣告だったりします。

さらに、何か料金や税の未納があったとき、その督促にも対応しなければなりません。それを小中学生が通訳しなければならないのです。これは子どもにさせるべきことではありません。

2 - 6 現在論議が進んでいるケアラー支援推進計画の中で、このような「言葉のヤングケアラー」への支援はどのように位置づけられているでしょうか。

（古郡福祉部長）藤沢市ケアラー支援推進計画の審議をする場である協議会におきまして、外国につながる子どもが親等の病院や行政関係の手続きの際に、通訳の代わりをしている実態について取り上げられ、ヤングケアラーの様態の一つとして目を向けていく必要があることについて議論がされております。

計画への反映についてでございますが、本計画は、個別の事業を位置付け、管理をすることは想定してございませんことから、外国につながりのある言葉のヤングケアラーを事例の一つとして掲載することを検討しており、市をはじめとしたあらゆる主体がそのような状況を課題として捉え、解決に向け考えるきっかけとしてまいりたいと考えております。

1980年代の日系人受け入れから四半世紀以上が経ちます。日本で生まれた2世、3世も、成人を迎えるようになりました。

かつて私が担任したミックスルーツの生徒は、海外と貿易を行う会社に入り、言葉と文化の仲立ちをして活躍しています。大学院で自分の経験を活かして、比較文化論の研究者になった卒業生もいます。

彼ら・彼女らをどう考えるべきでしょうか。これからますます国際化が避けられない日本を支える、貴重な存在ではないのでしょうか。

2 - 7 藤沢で暮らす外国につながる人々は、多文化社会を担う貴重な人的資源です。これらの人たちの積極的な活用についてはどのようにお考えでしょうか。

（宮原企画政策部長）外国につながりのある市民は、異なる文化、言語、習慣、

そして国際的な視点を持つ、多文化共生社会や労働市場を担う貴重な人的資源として期待できると捉えております。

これらの市民が地域社会の一員として積極的に参画できる機会を創出し、それその能力を最大限に発揮できる環境を整備することにより、より高度な活躍が期待できるものと考えております。

### 要旨 3 人権と多文化共生について

さて、去る12月10日は「世界人権デー」でした。1948年12月10日、国連連合第3回総会において「世界人権宣言」が採択されたことを記念して、定められた日です。

日本が「人種差別撤廃」訴えてから30年、民族差別にもとづくホロコーストという凄惨な経験を経てようやく、人権の尊重や差別の撤廃がようやく世界の普遍的な価値となったのです。

しかし、世界に先駆けて「人種差別撤廃」を訴えたはずの日本の現状はどうでしょうか。いま藤沢で起きていることを、牧野伸顕のぶあきはどう思うでしょう。

「誰ひとり取り残さない」と宣言した、藤沢市の根幹が問われています。

3 - 1 2023年3月に改訂された「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」について、その概要を教えてください。

(宮原企画政策部長) ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針につきましては、「人権を大切にし、『人権文化』をはぐくむまちづくり」を基本理念とし、お互いの人権を尊重し、さまざまな生き方を認め、支えあいながら人権文化をはぐくむ、共に生きるまち「インクルーシブ藤沢」の実現を目指すものとして、令和5年に改定いたしました。

この基本理念に基づき、3つの基本目標、「個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築」、「ともに支え合い、ともに生きる社会の構築」、「パートナーシップによる施策の推進」を掲げ、これらの実現を目指し、さまざまな人権施策を推進するため、本市において取組むべき事項を定めております。

皆さんは「ヘイトスピーチ」に出会ったことはおありでしょうか。

2009年の暮れ、私は京都で開かれた教育研究会に参加していました。その冒頭、地元の京都朝鮮初級学校（これは日本的小学校にあたります）の先生から

衝撃的な報告がありました。

授業中の小学校に一団の男たちが現れ、学校にいた子どもたちに1時間にわたって信じられないような暴言が浴びせられた、と言うのです。

「ヘイトスピーチ」という言葉が広まるきっかけとなった事件でした。

会場で流された録画を見たときのショックは忘れられません。彼らは小学生に対して、拡声器を使って大音量で

「門を開けんかい」

「スパイの子やないか」

と罵声をあびせ続けました。子どもたちはどれほど恐ろしかったことでしょう。おびえ、泣き出す子が続出しました。

特に私が許せなかかったのは、男たちが笑っていたことです。笑って手をたたきながら、「キムチ臭いねん」などと罵声を浴びせていたのです。

川崎のヘイトスピーチ訴訟を手がけた師岡康子弁護士は、ヘイトスピーチを「娯楽としての差別」と呼びました。ひとつの本質を突いていると思います。

それまでは、誰かを批判するにしても限度があったのではないかと思う。しかし、男たちの言動は一線を越えていました。

そして、一度破られたタブーは歯止めがきかなくなって拡散していきます。「ヘイトスピーチ」は新大久保、鶴橋、川崎をはじめ、全国に広がっていきました。

「事実であろうが・なかろうが、何を言っても良い」という風潮が蔓延する、ターニングポイントでした。

私は本来、そのような悪質な人権侵害は「あってはならない」と明確なメッセージを発し、毅然とした態度で臨むのが「政治」の役割だったと思います。

しかし、それに消極的だった結局がいま、政治家に対する事実無根の誹謗中傷の蔓延となって、私たちにも返ってきているのではないでしょうか。

2016年、ようやくいわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が成立しました。同法は前文でこう述べました。

我が国においては、近年、本邦の域外にある國又は地域の出身であること を理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が國の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又



はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

この法律を私たち議員も含めてしっかりと受け止め、施策に反映させていく必要があると思います。

3 - 2 ヘイトスピーチ解消法を踏まえたヘイトスピーチへの対応については、どのようにお考えでしょうか。

（宮原企画政策部長）人としての尊厳を傷つけ、差別意識を助長し、誘発するヘイトスピーチにつきましては、決して許されるものではないと認識しております。

加えて、ヘイトスピーチを黙認することは発信した人に「言っても良い」という解釈を生みだす危険なことと捉えております。

本市いたしましては、ヘイトスピーチ解消法を踏まえ、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、共に生きる社会の実現に向け、国や県をはじめとする多様な主体との連携を推進するとともに、あらゆる機会を捉えて周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

いま藤沢でも、特定の外国の人たちに対する目に余る言説が広がっています。

先日、ある小学校の先生からこんな話をうかがいました。

その小学校には当該の外国の子どもがおおぜいいるのですが、遠足で駅に行つたところ、街頭宣伝をしているグループに遭遇してしまった。というのです。

子どもたちは大変なショックを受けたそうです。

「怖い」

「ぼくたちは藤沢にいてはいけないの？」

とすっかり怯えている、とのことでした。

「私のお父さんやお母さんは、そんな悪いことしないもん」と、泣きながら先

生に訴える子どももいたそうです。

そして、そんな友だちの姿を見た日本人の子どももまた、ショックを受けています。

子どもたちにそんな思いをさせることに、どんな大義があるのでしょうか。

教育委員会にはぜひ実態調査と、場合によっては子どもたちの心のケアのためのスクールカウンセラーの派遣をご検討くださるようお願いします。

ヘイトスピーチが恐ろしいのは、それが「スピーチ」では終わらないことです。

3年前、京都のウトロ地区にある住宅への放火で20代の男が逮捕され、有罪判決を受けました。死者が出ても不思議ではない事件でした。

彼は在日コリアンに対する憎悪を公言し、犯行に及んだのです。

これはもはや「ヘイトクライム（憎悪犯罪）」です。ヘイトスピーチを放置すれば、それは「スピーチ」にとどまらず、実行行為に発展します。

そうなる前に、意図的に差別を扇動する者に対しては、毅然と法的な措置を採るべきだと思います。

ヘイトスピーチ解消法は「不当な差別的言動の解消に向けた基本的な取組」として、地方自治体に「相談体制の整備」「教育の充実等」「啓発活動等」の推進を求めていきます。

3 - 3 国際理解を広げるための「共に生きる」取り組みのいっそうの充実が必要だと思います。どのようにお考えでしょうか。

（宮原企画政策部長）多文化共生とは、互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことと捉えております。

本市といったしましては、外国人市民が地域で安心して暮らせるよう、生活に必要な情報の提供や相談窓口の設置、多言語による情報発信を進めるとともに、市民の皆様への意識啓発による相互理解に取り組んでまいります。

また、国や県など関係機関と連携し、多文化共生施策の一層の充実を図るとともに、共に生きることを実現するために生活ルールの理解促進をはじめ、災害や医療などの緊急時の対応に関するスムーズな情報提供、NPOなど民間との連携による双方のキーマンの創出などに取り組むことが多文化共生の更なる充実に繋がるものと考えております。



去る11月26日、全国47の都道府県知事は、「多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言」を公表しました。

宣言はこう述べます。

私たちは、国や市町村等の関係者と力をあわせ、日本人と外国人が共に地域社会を築くための多文化共生施策を推進します。事実やデータに基づかない情報による排他主義・排外主義を強く否定します。差別や人権侵害のない社会の実現を目指す姿勢のもと、感覚的に論じることなく、現実的な根拠と具体的な対策に基づく冷静な議論を進め、外国人の持つ文化的多様性を地域の活力や成長につなげることで、地域社会を共につくる一員として包摂し、日本人、外国人を問わず、すべての方が安心して暮らし、活躍することができる多文化共生社会をつくっていきます。

この宣言に、尽くされているのではないでしょうか。

外国につながる市民だけではありません。障害者や、LGBTQの人たちや、様々な困難を抱えた人たちが「誰ひとり取り残されない」社会をめざして、藤沢市がその先頭に立ってくださることをお願いし、私の一般質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。